

JR 芸備線・三江線の補助制度の紹介

政策企画課 ☎42-5612



JR 芸備線、三江線の各協議会では、地域の活性化や各線の利用促進のため、予算の範囲内で補助金を交付しています。これらの補助制度を利用して、鉄道の旅をお楽しみください。

【補助要件②補助金額③備考】

●芸備線の補助制度

【JR利用促進事業補助】

①各種行事等において10人以上のグループで芸備線を利用する場合②1グループあたり2万円以内(運賃の1/2)③事前申請必要

●三江線の補助制度

【三江線利用地域活性化イベント補助】

①沿線市町のグループ、団体等が、10人以上で三江線もしくは駅舎等を利用してイベントを開催する場合②1グループあたり2万円～5万円(参加人数による)③事前申請必要

【三江線回数券購入費補助】

●お問い合わせ
詳細は、左記へご連絡ください。
芸備線対策協議会 ☎0824-62-6395
三江線活性化協議会 ☎0855-72-0015

芸備線三江線周遊プラン 一例

出発!	向原駅(芸備線)	9:18 発
	↓	
	三次駅(乗り換え)	9:53 着
	↓	
	式敷駅(三江線)	9:57 発
	↓	
	神楽門前湯治村(バス無料送迎)	10:27 着
	↓	
	式敷駅(三江線)	15:44 発
	↓	
	三次駅(乗り換え)	16:13 着
	↓	
	向原駅(芸備線)	16:27 発
到着!		

①三江線の回数券(11枚綴り)を購入した場合②購入費(三江線の線区に係る分)の10%③他の補助制度との重複利用不可

【マイカー回送プラン】

①三江線利用時、指定の駅(三江線乗車区間)まで普通免許で運転できる国産車を回送する場合②回送料金の50%③事前申込必要

●利用例

10人で向原から式敷まで鉄道で往復し、神楽門前湯治村(無料送迎)で4,320円の食事をする旅です。お一人5,800円の旅が、補助利用で3,300円となり、2,500円もお得です。

差押不動産の公売および 差押不動産のインターネット公売のお知らせ

税務課 ☎42-5614



●差押不動産を公売しました
平成27年10月20日に行った公売で、国税徴収法の規定により、市税の滞納者から差押された不動産を売却決定しました。売却額は、全額滞納市税に充当します。今後も、差押を実施し、市税を納期内に納付される方々の信頼に応えられるよう、適切な業務推進に努めてまいります。

●差押不動産のインターネット公売下見会を行います
税務課では滞納処分により差押えた絵画のインターネット公売を予定しています。
絵画を直接ご覧いただくことを目的として、下見会を開催します。

実際にご覧いただけるのは下見会だけです。下見会の事前の申し込みは不要です。お気軽にお立ち寄りください。

【下見会日程】
平成28年1月15日予定
※詳細は1月号でお知らせします。

【会場】市役所 本庁 第1庁舎 2階 211会議室

【公売予定物件】
絵画7点(下表)

物件番号	おおよその大きさ(横×縦)	一例(※職員が撮影しました)
①	595mm × 505mm	
②	670mm × 595mm	
③	815mm × 670mm	
④	438mm × 535mm	
⑤	505mm × 420mm	
⑥	463mm × 550mm	
⑦	480mm × 570mm	

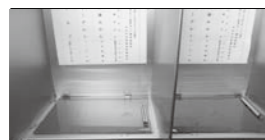
【インターネット公売参加申込期間】
平成28年1月7日13:00から平成28年1月22日23:00まで

【入札期間】
平成28年1月29日13:00から平成28年1月31日23:00まで

【注意事項】
インターネット公売および下見会は中止になることがあります。

投票立会人と期日前投票立会人の募集

選挙管理委員会 ☎42-1136



投票立会人と期日前投票立会人を募集しています。

応募された方を選挙管理委員会に登録させていただきます。選挙が近くなりましたら(およそ選挙の2か月前)文書などで都合をお伺いし、投票に立ち会っていただきます。

●資格
市の住民基本台帳に登録されている有権者

●投票立会人(または期日前投票立会人)とは
投票所(または期日前投票所)で投票が公正に行われているか立ち会いを行う人です。

●立会時間
【投票立会人(投票当日の立会人)】
7:00から投票所閉鎖時刻まで(投票所閉鎖時刻は、一部の投票所を除き18:00)

【期日前投票立会人】
8:30から20:00まで

●報酬
【投票立会人】
1日 1万800円

【期日前投票立会人】
1日 9,600円

※いずれも源泉徴収の対象です。

所得税の申告相談をされる際のご注意

税務課 ☎42-5614



税務課は、毎年2月から3月の確定申告期に申告相談を行っています。次の太字で記述した申告書の作成は、その内容が特殊であること等から、申告会場で長時間お待ちさせる場合があります。

つきましては、平成28年2月受付分から、これらに該当する場合は、直接、税務署にご相談のうえ、あわせて申告書提出していただく取扱とさせていただきます。

○青色申告書

○住宅の新築等による住宅借入金等特別控除の適用1年目の申告書

○譲渡所得などの分離課税の申告書(給与や年金、農業などの総合課税の所得と分離して税額を計算するもの)

譲渡所得などの分離課税の申告書の例としてはこのようなものがあります。

①土地・建物の売却による所得があるもの(公共事業による収用を除く)

②株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの

③山林所得があるもの

○前年分以前の申告書

確定申告書の作成は「確定申告書作成コーナー」で!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は...

書面で提出

※電子証明書、ICカードリーダライタをお持ちの方は、e-Taxで送信することもできます。

詳しくは 国税庁で検索

申告と納税は期限内に!

なお、確定申告期の相談会場の混雑を避けるため、次の3点についてご協力をお願いいたします。

①営業、農業、不動産所得がある方の「収支内訳書」の事前作成

※作成の仕方についてご不明の点は、税務課または吉田税務署 ☎42-0008へご相談ください。

②医療費控除を受ける方の「医療費の明細書(専用封筒)」の事前作成

③総合課税の配当所得がある方で支払通知書が多い場合の事前集計(税引前の支払金額、所得税、住民税)

ご希望の方へ選挙公報を郵送いたします

候補者の政見などを掲載した、「選挙公報」の配布は、新聞折込及び市役所本庁・各支所への設置を予定しています。

新聞を購読されていない、新聞の折込が入らない等の理由により「選挙公報」の郵送をご希望の方には、郵送いたしますので、送付先を事前に選挙管理委員会へお知らせください。

※無投票となった場合には選挙公報は発行されません。

☎42-1136